

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第三十六号

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等支給規則（昭和四十五年佐賀県人事委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次の一号を加える。

六 前項各号に定める日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日まで
の間にある職員（その日に平成二十三年度減額改定対象職員（佐賀県職員
給与条例等の一部を改正する条例（平成二十三年佐賀県条例第三十一号）
附則第三項に規定する減額改定対象職員をいう。次条第三項第四号におい
て同じ。）であつたものに限る。） 前項中「受けていた給料及び」とある
のは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平
成二十三年佐賀県条例第三十一号。以下この項において「平成二十三年改
正条例」という。）の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規
定による改正後の給与条例の規定及び平成二十三年改正条例第四条の規
定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十七
年佐賀県条例第七十二号）附則第七条の規定によるものとした場合の給料
の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

第三条第四項各号中「前項第四号又は第五号」を「前項第四号から第六号ま
で」に改める。

第四条第三項に次の一号を加える。

四 給与条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成

二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に平成二十三年度減額改定対象職員であつた者に限る。） 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十三年佐賀県条例第三十一号。以下この項において「平成二十三年改正条例」という。）の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成二十三年改正条例第四条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十二号） 附則第七条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに給与条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日を受けていた」とする。

第四条第四項各号中「前項第二号又は第三号」を「前項第二号から第四号まで」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。